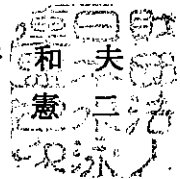


日水連発第1109-006号  
平成23年 8月 16日

各都道府県水泳連盟（協会）  
会 長 様  
地域指導者委員長 様

（財）日本水泳連盟  
会 長 佐 野 和 夫  
地域指導者委員長 官 本 憲 平 法 規 人



プール管理者、監視員等への事故防止啓発推進について

残暑の候、皆様には水泳シーズンの真っ盛りでご多忙のことと思います。

さて、すでに報道等でご承知の向きもあることと思いますが、先月（7月）31日に大阪府泉南市の市立小学校プール（プール開放）において発生した小1男児死亡事故は、プール管理・監視体制の不備が事故発生の主要因とされております。これは、5年前の奇しくも同じ日に埼玉県ふじみ野市で起きた小2女児死亡事故を彷彿とさせるものであります。ふじみ野市での事故をきっかけに、2007年には文部科学省・国土交通省によって「プールの安全標準指針」を作成されるなど、プールにおける危機管理の重要性が関係者間で認識されるようになってきました。しかしながら、痛ましい事故は零になってはおりません。

今回の事故に限らず、水泳や水辺活動に係る事故発生の背後には、ルール違反、認識不足、自己過信等があることは従前から指摘されてきたところであります。事故防止に即効薬はなく、ただ地道に一つひとつの安全対策を重ねていくことが事故の発生を食い止める唯一の手立てとなります。

貴連盟（協会）におかれましては、各自治体やプール管理に関わる業者等からの相談に乗り、適切なアドバイスや短時間での講習会開催などを通じて、今後かかる事故が起きないように適確な人材育成を行うことで、社会から求められる責任を果たしていくようご尽力をお願い申し上げます。

なお、その際には大修館発行の「水泳指導教本」や「安全水泳」等から必要と思われる内容を引用するなどの手立てを講ずることにもご配慮願います。